

令和5年9月 5 日 開会

令和5年9月 日 閉会

第5回清水町議会定例会議案

清 水 町

議案番号	日程	件名	審議	
			結果	月日
報告第1号		健全化判断比率の報告について		
報告第2号		資金不足比率の報告について		
認定第1号		令和4年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について		
認定第2号		令和4年度清水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第3号		令和4年度清水町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第4号		令和4年度清水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
認定第5号		令和4年度清水町水道事業会計決算の認定について		
認定第6号		令和4年度清水町下水道事業会計決算の認定について		
議案第71号		長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について		
議案第72号		清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		

議案番号	日程	件名	審議	
			結果	月日
議案第 73 号		清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
議案第 74 号		清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案第 75 号		清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
議案第 76 号		令和 5 年度清水町一般会計補正予算（第 4 号）の設定について		
議案第 77 号		令和 5 年度清水町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の設定について		
議案第 78 号		令和 5 年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）の設定について		
議案第 79 号		令和 5 年度清水町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の設定について		
議案第 80 号		令和 5 年度清水町水道事業会計補正予算（第 2 号）の設定について		
議案第 81 号		清水町教育委員会委員の任命について		
議案第 82 号		清水町固定資産評価審査委員会委員の選任について		

報告第1号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を別紙のとおり算定したので、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿 部 一 男

1 健全化判断比率の状況（令和4年度決算）

（単位：％）

区 分	清 水 町	法令の基準	
	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.90	20.00
連結実質赤字比率	—	19.90	30.00
実質公債費比率	8.8	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※ 「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、黒字であるため「ハイフン」で表示しています。

※ 「将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回り比率が算定されないため「ハイフン」で表示しています。

2 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況（令和4年度決算）

（単位：千円）

区 分	会 計 名	実質収支額 又は 資金不足額・ <u>剰余額</u>	
一般会計等	一般会計	371,347	(1)
一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険特別会計	7,193	
	後期高齢者医療保険特別会計	559	
	介護保険特別会計	45,952	
地方公営企業法適 用企業会計	水道事業会計	336,221	
	下水道事業会計	422,370	
合 計		1,183,642	(2)

標準財政規模		5,153,548	(3)
実質赤字比率	$(1) \div (3) \times 100$	▲ 7.20 %	
連結実質赤字比率	$(2) \div (3) \times 100$	▲ 22.96 %	

※ 黒字である場合、「実質赤字比率(%)」及び「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示しています。

3 実質公債費比率の状況（令和4年度決算）

（単位：千円）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
元利償還金の額（繰上償還額等を除く） (1)	977,989	1,034,063	1,145,836
準元利償還金 (2)	84,548	76,982	68,160
一部事務組合等が起した地方債の償還財源に充てたと認められるもの (3)	9,167	7,709	7,900
債務負担行為に係る支出のうち、公債費に準ずるもの (4)	18,053	10,201	69
公営住宅使用料等の特定財源のうち、元利償還金に充てたと認められるもの (5)	38,272	38,301	40,767
地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算入された基準財政需要額 (6)	683,045	701,369	779,441
標準財政規模 (7)	4,857,778	5,196,756	5,153,548

分子 (1)+(2)+(3)+(4)-(5)-(6)	368,440	389,285	401,757
分母 (7)-(6)	4,174,733	4,495,387	4,374,107

（単位：%）

実質公債費比率（単年度）	8.82547	8.65965	9.18489
実質公債費比率（3カ年平均）	8.8		

【参 考】

債務負担行為に係る支出のうち、公債費に準ずるものの内訳

（単位：千円）

内 訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国営土地改良事業償還金（特定財源を除く）	7,917	65	69
その他これらに準ずるもの（民間が施設建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助）	10,136	10,136	0

4 将来負担比率の状況（令和4年度決算）

（単位：千円）

区 分	令和4年度
一般会計の地方債現在高 (1)	10,931,898
債務負担行為支出予定額 (2)	37,175
公営企業債等繰入見込額 (3)	482,720
一部事務組合等負担見込額 (4)	83,546
退職手当負担見込額 (5)	1,103,220
充当可能基金現在高（特別会計に属する基金を含む） (6)	4,472,975
充当可能特定財源見込額 (7)	485,904
地方債現在高に係る償還として普通交付税に算入見込みの 基準財政需要額 (8)	8,314,418
標準財政規模 (9)	5,153,548
地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算 入された基準財政需要額（令和4年度算入措置額） (10)	779,441
分子 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)-(6)-(7)-(8)	▲ 634,738
分母 (9)-(10)	4,374,107

（単位：％）

将来負担比率	—
--------	---

※ 充当可能財源等が将来負担額を上回り比率が算定されない場合、将来負担比率は「ハイフン」で表示しています。

健全化判断比率の説明資料（令和4年度決算）

○実質赤字比率について

実質赤字比率は、「標準財政規模に対する一般会計等（本町の場合は一般会計）の実質収支額の割合」のことで、一般会計の収支が黒字か赤字かを判断する指標です。

令和4年度決算では、一般会計歳入総額 9,980,662 千円から一般会計歳出総額 9,609,045 千円を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源 270 千円を差し引いた実質収支額は、371,347 千円の黒字となるため、実質赤字比率はありません。

標準財政規模とは

自治体が標準的な状況のときに通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を合計した額となります。

令和4年度における本町の標準財政規模は 5,153,548 千円です。

○連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、「標準財政規模に対する本町の全ての会計の収支を足し合わせた額の割合」のことで、町トータルとして収支が黒字か赤字かを判断する指標です。

算定対象となる会計は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計となり、いずれの会計も黒字であり、実質収支額と資金剰余額の合計は、1,183,642 千円の黒字となるため、連結実質赤字比率はありません。

なお、本町が構成団体となっている一部事務組合等は、連結実質赤字比率の算定対象外となっています。

○実質公債費比率について

実質公債費比率は、「標準財政規模に対する一般会計が負担する公債費及び公債費に準ずる経費の実質的な割合の3か年平均」のことで、特定財源及び普通交付税算定における算入措置額を除いて算出します。

一般会計の標準的な年間収入（一般財源）が借金の返済に、どの程度充てられたかを示す指標です。

【 実質公債費比率の算出式 】

$$\frac{(1) + (2) + (3) + (4) - (5) - (6)}{(7) - (6)} \times 100$$

- (1) 元利償還金の額（繰上償還額等を除く）
- (2) 準元利償還金
（水道事業会計及び下水道事業会計に対する一般会計繰出金のうち、各会計の地方債の償還財源に充てたと認められるもの）
- (3) 一部事務組合等が起した地方債の償還財源に充てたと認められるもの
（とちぎ広域消防事務組合、十勝圏複合事務組合（令和2・3・4年度）のうち、地方債の償還財源に充てたと認められるもの）
- (4) 債務負担行為に係る支出のうち、公債費に準ずるもの
（特定財源を除く国営土地改良事業償還金、清水駅東地区複合施設建設事業に係る補助金）
- (5) 公営住宅使用料等の特定財源のうち、元利償還金に充てたと認められるもの
- (6) 地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算入された基準財政需要額
- (7) 標準財政規模

本町の全ての会計のほかに、本町が構成団体となっている一部事務組合等の公債費に対する負担金を算入しており、連結決算の考え方が導入されています。

令和4年度の算定結果は、令和2年度から4年度の平均値で8.8%であり、元利償還金の増加等により、前年度算定値対比で0.8ポイントの増となっています。

【 実質公債費比率の推移（直近5か年） 】

決算年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
比 率	5.1%	5.2%	6.1%	8.0%	8.8%

○将来負担比率について

将来負担比率は、「標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき負債の実質的な割合」のことで、基金現在高、特定財源及び普通交付税算定における算入措置見込額を除いて算出します。

一般会計の標準的な年間収入（一般財源）と将来負担額を比べ、背負っている借金の大きさを示す指標です。

【 将来負担比率の算出式 】

$$\frac{(1) + (2) + (3) + (4) + (5) - (6) - (7) - (8)}{(9) - (10)} \times 100$$

- (1) 一般会計の地方債現在高
- (2) 債務負担行為支出予定額
(国営土地改良事業償還金に係る補助金のうち元金相当分)
- (3) 公営企業債等繰入見込額
(水道事業及び下水道事業に係る地方債現在高のうち、一般会計繰入金により返済する見込額)
- (4) 一部事務組合等負担見込額
(とちぎ広域消防事務組合、十勝圏複合事務組合の地方債現在高のうち、一般会計からの負担金により返済する見込額)
- (5) 退職手当負担見込額
(令和4年度末時点で全職員が退職したと仮定した場合の退職手当組合負担金見込額)
- (6) 充当可能基金現在高（特別会計に属する基金を含む）
- (7) 充当可能特定財源見込額
(公営住宅使用料等のうち元金償還に充てると認められるもの、国営土地改良事業償還金のうち受益者が負担金すべき額)
- (8) 地方債現在高に係る償還として普通交付税に算入見込みの基準財政需要額
- (9) 標準財政規模
- (10) 地方債の元利償還金・準元利償還金として普通交付税に算入された基準財政需要額（令和4年度算入措置額）

令和4年度の算定結果は一般会計の地方債現在高の減少等により前年度に引き続き比率が算定されません。

【 将来負担比率の推移（直近5か年） 】

決算年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
比率	12.5%	16.7%	1.0%	—	—

清 監 査 号
令和5年8月22日

清水町長 阿 部 一 男 様

清水町代表監査委員 飯 野 光 彦 

清水町監査委員 西 山 輝 和

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により
審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率の審査について、
審査の結果を別紙のとおり意見を付して提出する。



令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

令和4年度清水町一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の期間

令和5年8月17日から令和5年8月18日まで

3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	備考
	(%)	(%)	
① 実質赤字比率	—	14.90	
② 連結実質赤字比率	—	19.90	
③ 実質公債費比率	8.8	25.0	
④ 将来負担比率	—	350.0	

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。
- ② 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。
- ③ 実質公債費比率は、8.8%となっており、早期健全化基準を16.2ポイント下回り、令和3年度の8.0%から0.8ポイント増加している。今後も財政の規模に見合った運用に努めるべきである。
- ④ 将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ることから比率が算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

報告第2号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を別紙のとおり算定したので、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

1 資金不足比率の状況（令和4年度決算）

地方公営企業法適用

（単位：千円）

会計名	流動負債 <small>（控除企業債等を除く）</small>	算入地方債	流動資産	資金不足額 ・ <u>剰余額</u>	事業の規模	資金不足比率 （%）
	(1)	(2)	(3)	(4) = (3) - (2) - (1)	(5)	(4) ÷ (5) × 100
水道事業会計	4,182	23,316	363,719	336,221	154,650	—
下水道事業会計	4,881	0	427,251	422,370	120,177	—

※ 資金剰余である場合、資金不足比率は「ハイフン」で表示しています。

資金不足比率の説明資料（令和4年度決算）

○資金不足比率について

資金不足比率は、「公営企業会計における事業規模（料金収入等）に対する資金不足額の割合」のことで、公営企業の経営状況が赤字か黒字かを判断する指標です。

【 資金不足比率の算出式 】

資金不足比率＝資金不足額／事業の規模（営業収益の額－受託工事収益の額）

資金不足額とは、公営企業会計ごとに流動資産から算入地方債（建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）、流動負債（企業債を除く）を差し引いて算出した額のこと、一般会計等の実質赤字に相当するものとして連結実質赤字比率に算入する額と同様となります。

算定対象となる水道事業会計、下水道事業会計は、いずれも資金剰余であり資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率はありません。

清 監 査 号
令和5年8月22日

清水町長 阿 部 一 男 様

清水町代表監査委員 飯 野 光 彦 

清水町監査委員 西 山 輝 和 

令和4年度決算に基づく資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく資金不足比率の審査について、審査の結果を別紙のとおり意見を付して提出する。



令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

令和4年度清水町の各公営企業会計の決算に基づき、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の期間

令和5年8月17日から令和5年8月18日まで

3 審査の方法

この資金不足比率審査は、提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	令和4年度 資金不足比率	経営健全化基準	備考
	(%)	(%)	
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

(2) 個別意見

各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

認定第1号

令和4年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度清水町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

認定第2号

令和4年度清水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度清水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

認定第3号

令和4年度清水町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度清水町後
期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつ
けて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

認定第4号

令和4年度清水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和4年度清水町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清 監 査 号
令和5年8月22日

清水町長 阿部一男 様

清水町代表監査委員 飯野光彦 

清水町監査委員 西山輝和

令和4年度清水町各会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和4年度清水町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、審査の結果を別紙のとおり意見を付して提出する。



令和4年度

清水町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

1. 審査の対象

- (1) 令和4年度清水町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和4年度清水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和4年度清水町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和4年度清水町介護保険特別会計歳入歳出決算

2. 審査の期間

令和5年7月7日から同年8月4日まで

3. 審査の方法

決算の審査は、令和5年7月5日付けをもって審査に付された令和4年度清水町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算について、予算書、調定票、支出負担行為兼支出命令票、領収書等出納証拠書類、財産に関する調書その他関係諸帳簿を照査のうえ、関係法令との適合性と計数の確認に主眼をおいて審査を実施した。

また、歳入においては、収入未済額、不納欠損額の状況の確認、歳出においては、事務執行の適否等に重点をおき、担当職員からの説明を聞き取りする方法等により審査をした。

財産に関しては、基金、有価証券、出資金及び債権の計数と保管状況について、確認を行う方法により審査をした。

4. 審査の付属資料（末尾添付）

第1表 令和4年度各会計決算純計表

第2表 令和4年度各会計収支決算の総括表

第3表 令和4年度各会計収支決算総括表の前年度対比表

第4表 令和4年度各会計予算の執行率状況表及び前年度対比表

第5表 令和4年度町税予算執行状況表

第6表 令和4年度町税等の収納状況表

第7表 過去5年間の町税等収納率年度別状況表

第8表 令和4年度特別会計の収納状況表

5. 審査の結果（総括意見）

- (1) 審査に付された令和4年度一般会計及び特別会計の決算は、法定の期間内に出納閉鎖がなされ、正確なものと認めた。
- (2) 各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、いずれも地方自治法及び関係法令に基づき作成されており、その内容についても、伝票、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算の計数に誤りのないことを確認した。

6. 各会計の決算概要

令和4年度清水町一般会計と特別会計決算の合計は、歳入総額12,621,301,864円で、予算現額12,779,604,000円に対する執行率は98.8%、調定総額12,733,556,992円に対する収納率は99.1%となっている。

歳出総額は12,195,981,048円で、予算現額に対する執行率は95.4%である。

なお、繰越明許費（社会保障・税番号制度システム整備事業、し尿処理事業、保育送迎用バス安全装置設置事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金、小規模事業者持続的発展支援事業として120,491,000円が翌年度に繰り越されている。

各会計の予算現額、調定総額、歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引残額は、次の表のとおりである。

(単位：円)

会計名	予算現額	調定総額	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引
一般会計	10,137,492,000	10,074,900,444	9,980,661,784	9,609,045,238	371,616,546
国民健康保険 特別会計	1,265,436,000	1,274,715,452	1,258,060,154	1,250,867,145	7,193,009
後期高齢者医療 保険特別会計	197,165,000	196,054,988	195,893,088	195,334,165	558,923
介護保険 特別会計	1,179,511,000	1,187,886,108	1,186,686,838	1,140,734,500	45,952,338
合計	12,779,604,000	12,733,556,992	12,621,301,864	12,195,981,048	425,320,816

7. 個別意見

【一般会計歳入】

- (1) 当初予算額は8,625,000,000円、補正予算額が1,325,468,000円、繰越事業費繰越財源充当額187,024,000円を加えた予算現額は10,137,492,000円となり、調定額は10,074,900,444円、収入済額は9,980,661,784円となっている。

予算現額に対する収入済額の割合は、翌年度繰越額（繰越明許費）の財源のうち、国庫支出金120,221,000円が翌年度の収入となることから98.5%となっている。

また、調定額に対する収入済額の割合は、99.1%となっている。

一方、歳出における執行額は9,609,045,238円で、歳入歳出差引残額は371,616,546円となり、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額）として270,000円、翌年度繰越金として151,346,546円を繰り越し、残り220,000,000円を地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ繰り入れしている。

- (2) 歳入の審査に当たっては、次の点に留意し審査を行った。

(ア) 収入済額及び収納率の状況

(イ) 予算現額に対して著しく増減のあったものについては、その理由

(ウ) 違法な収入済額の有無

(エ) 収入未済額の事務処理の状況

(オ) 不納欠損処分適否

- (3) 主な歳入の状況は、次のとおりである。

1 款 町 税

町税の予算現額1,354,737,000円に対し、調定額1,447,964,542円、収入済額1,409,379,783円、不納欠損額33,100円、収入未済額38,551,659円となっており、収入未済額は前年度と比較し5,954,086円増加し、調定額に対する収納率は97.3%で、前年度と比較して0.4ポイント減少している。

現年度分（現年課税）の調定額は1,415,364,160円で、前年度と比較し24,104,383円増加しており、その内訳は、個人町民税で1,780,644円の増、法人町民税で15,992,800円の減、固定資産税（国有資産等所在市町村交付金を含む）で31,050,300円の増、軽自動車税（種別割・環境性能割）で1,638,800円の増、町たばこ税で5,627,439円の増となっている。

滞納繰越分では、調定額32,600,382円に対し、収入済額3,466,830円で収納率10.6%と、前年度より収入済額で6,683,984円下回り、収納率で16.1ポイント下回っている。

不納欠損額は前年度より33,900円減少しており、その内訳は、固定資産税で33,900円の減となっている。不納欠損処理の事由については、滞納処分する財産がないことや生活困窮、居所不明など、その処理についてはやむを得ないと理解はできるが、過去の滞納額の累積によるものが多いことから、引き続き滞納初期段階から厳正な対応を行い、新たな滞納の発生を抑制するよう一層の努力を求めるものである。

町税の収納状況については、税目別にみると別表1のとおりである。

1 3 款 分担金及び負担金

分担金及び負担金は、予算現額120,163,000円に対し、調定額120,787,529円、収入済額114,061,418円、収入未済額は6,726,111円となっている。収入未済額は前年度より1,295,107円減少している。

以下、収入未済額があるものは、次のとおりである。

① 保育施設入所児童保護者負担金

調定額12,204,010円に対し、収入済額10,583,810円で、収入未済額は1,620,200円となり、前年度と比較して23,240円の減となっている。

② 国営事業受益者負担金御影地区

調定額19,731,300円に対し、収入済額18,993,181円で、収入未済額は738,119円となり、前年度と比較して35,088円の増となっている。

③ 道営畑地帯整備事業受益者負担金清水松沢地区

調定額12,391,328円に対し、収入済額12,247,885円で、収入未済額は143,443円となり、前年度と比較して2,375,111円の減となっている。

④ 道営畑地帯整備事業受益者負担金清水美蔓地区

調定額8,473,905円に対し、収入済額7,131,417円で、収入未済額は1,342,488円となり、新たに1,342,488円の増となっている。

⑤ 道営畑地帯整備事業受益者負担金下佐幌地区

調定額14,341,149円に対し、収入済額13,694,949円で、収入未済額は646,200円となり、新たに646,200円の増となっている。

⑥ 道営畑地帯整備事業受益者負担金清水羽帯地区

調定額8,384,638円に対し、収入済額6,781,997円で、収入未済額は1,602,641円となり、新たに1,602,641円の増となっている。

⑦ 道営畑地帯整備事業受益者負担金御影旭山地区

調定額8,116,984円に対し、収入済額8,116,984円で、収入未済額は0円となり、前年度と比較して2,480,833円の減となっている。

⑧ 学校給食費負担金

調定額33,329,435円に対し、収入済額32,696,415円で、収入未済額は633,020円となり、前年度と比較して42,340円の減となっている。

1 4 款 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、予算現額396,953,000円に対し、調定額401,772,857円、収入済額397,759,132円、収入未済額は4,013,725円となっている。収入未済額は、前年度と比較して453,363円減少している。

以下、収入未済額があるものは、次のとおりである。

① 墓地敷地使用料

調定額2,256円に対し、収入済額1,256円で、収入未済額は1,000円となり、前年度と同額の収入未済額となっている。

② 道路占用料

調定額6,359,644円に対し、収入済額6,299,644円で、収入未済額は60,000円となり、前年度と同額の収入未済額となっている。

③ 町営住宅使用料

調定額77,142,638円に対し、収入済額73,227,200円で、収入未済額は3,915,438円となり、前年度と比較して440,400円の減となっている。

④ し尿処理手数料

調定額11,074,118円に対し、収入済額11,036,831円、収入未済額は37,287円となり、前年度と比較して12,963円の減となっている。

1 5 款 国庫支出金

国庫支出金は、予算現額1,094,190,000円に対し、調定額1,037,620,339円、収入済額1,037,620,339円であり、収入未済額はない。

なお、翌年度繰越額（繰越明許費）に係る収入予算が含まれており、翌年度に収入されるものは未調定となっている。

1 6 款 道支出金

道支出金は、予算現額850,825,000円に対し、調定額722,753,226円、収入済額722,753,226円であり、収入未済額はない。

1 7 款 財産収入

財産収入は、予算現額32,367,000円に対し、調定額43,669,454円、収入済額42,705,644円で、土地貸付料（普通財産）で2,000円、建物貸付料（普通財産）で946,710円、建物貸付料（移住支援住宅）で15,100円の収入未済額となっている。

1 8 款 寄附金

寄附金は、予算現額201,466,000円に対し、調定額201,563,992円、収入済額201,563,992円となっている。調定額は前年度より131,571,852円減少している。

21款 諸収入

諸収入は、予算現額102,492,000円に対し、調定額148,620,921円、収入済額104,670,666円で、奨学金貸付金収入75,000円と、いずれも過年度分の医療機関の医療費不正請求による老人保健医療費返納金41,006,405円、重度心身障害者医療費返納金2,809,848円及び老人医療費返納金11,802円、保育施設広域入所受託事業収入47,200円が収入未済額となっている。

22款 町債

町債は、予算現額732,003,000円に対し、調定額698,853,000円、収入済額698,853,000円となっている。調定額は前年度より282,431,000円減少している。

以上、歳入総計を前年度と比較すると次の表のとおりであり、歳入収納状況については、別表2のとおりである。

(単位：円)

項 目	本年度決算額	前年度決算額	比 較
予 算 現 額	10,137,492,000	10,610,396,000	△ 472,904,000
調 定 額	10,074,900,444	10,478,336,023	△ 403,435,579
収 入 済 額	9,980,661,784	10,388,391,279	△ 407,729,495
不 納 欠 損 額	33,100	67,000	△ 33,900
収 入 未 済 額	94,205,560	89,877,744	4,327,816

不納欠損額及び収入未済額の内訳は、別添資料「第6表 町税等の収納状況表」のとおりである。

別表 1

町 税 の 収 納 状 況

(単位：円、%)

税 目	調 定 額 (A)	収 入 済 額 (B)	不 納 欠 損 額 (C)	収 入 未 済 額 (A) - (B) - (C)	収 納 率 (B) / (A)
町民税(個人) 現年課税	501,721,106	498,832,799	0	2,888,307	99.4
町民税(個人) 滞納繰越	8,969,182	2,165,730	0	6,803,452	24.1
町民税(法人) 現年課税	74,232,000	73,997,000	0	235,000	99.7
町民税(法人) 滞納繰越	60,000	0	0	60,000	0.0
固定資産税 現年課税	714,785,500	708,563,000	0	6,222,500	99.1
固定資産税 滞納繰越	23,474,000	1,254,000	33,100	22,186,900	5.3
国有資産等所在 市町村交付金	6,826,300	6,826,300	0	0	100.0
軽自動車税(種別 割)現年課税	30,659,200	30,553,800	0	105,400	99.7
軽自動車税(環境 性能割)現年課税	1,993,900	1,993,900	0	0	100.0
軽自動車税 滞納繰越	97,200	47,100	0	50,100	48.5
町たばこ税	85,146,154	85,146,154	0	0	100.0
現年課税計	1,415,364,160	1,405,912,953	0	9,451,207	99.3
滞納繰越計	32,600,382	3,466,830	33,100	29,100,452	10.6
合 計	1,447,964,542	1,409,379,783	33,100	38,551,659	97.3

<参考> 収入未済額の前年度対比表

(単位：円)

税 目	本 年 度	前 年 度	増 減
町民税(個人)	9,691,759	8,966,373	725,386
町民税(法人)	295,000	60,000	235,000
固定資産税	28,409,400	23,474,000	4,935,400
軽自動車税	155,500	97,200	58,300
合 計	38,551,659	32,597,573	5,954,086

別表 2

歳入収納状況一覧

(単位：円、%)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
1款 町 税	1,447,964,542	1,409,379,783	33,100	38,551,659	97.3
2款 地方譲与税	204,917,000	204,917,000	0	0	100.0
3款 利子割交付金	507,000	507,000	0	0	100.0
4款 配当割交付金	3,696,000	3,696,000	0	0	100.0
5款 株式等譲渡 所得割交付金	2,976,000	2,976,000	0	0	100.0
6款 法人事業税 交 付 金	16,943,000	16,943,000	0	0	100.0
7款 地方消費税 交 付 金	244,696,000	244,696,000	0	0	100.0
8款 ゴルフ場利用 税 交 付 金	7,840,448	7,840,448	0	0	100.0
9款 環境性能割 交 付 金	17,571,000	17,571,000	0	0	100.0
10款 地方特例 交 付 金	9,195,000	9,195,000	0	0	100.0
11款 地方交付税	3,680,342,000	3,680,342,000	0	0	100.0
12款 交通安全対策 特別交付金	1,823,000	1,823,000	0	0	100.0
13款 分担金及び 負 担 金	120,787,529	114,061,418	0	6,726,111	94.4
14款 使用料及び 手 数 料	401,772,857	397,759,132	0	4,013,725	99.0
15款 国庫支出金	1,037,620,339	1,037,620,339	0	0	100.0
16款 道 支 出 金	722,753,226	722,753,226	0	0	100.0
17款 財 産 収 入	43,669,454	42,705,644	0	963,810	97.8
18款 寄 附 金	201,563,992	201,563,992	0	0	100.0
19款 繰 入 金	852,629,000	852,629,000	0	0	100.0
20款 繰 越 金	208,159,136	208,159,136	0	0	100.0
21款 諸 収 入	148,620,921	104,670,666	0	43,950,255	70.4
22款 町 債	698,853,000	698,853,000	0	0	100.0
歳 入 合 計	10,074,900,444	9,980,661,784	33,100	94,205,560	99.1

【一般会計歳出】

- (1) 歳出は、予算現額10,137,492,000円に対し、支出済額9,609,045,238円、執行率は94.8%で、翌年度繰越額（繰越明許費）が120,491,000円、不用額は407,955,762円となり、おおむね予算に計上された事務事業は適切に執行されている。
- (2) 歳出の審査に当たっては、特に次の点に留意し、関係諸帳簿及び証拠書類と照合して審査を行うとともに、各担当課長、関係職員に聞き取りをして審査を行った。
 - (ア) 違法、不当な支出がなかったか
 - (イ) 予算がその目的に合致するように執行されたか
 - (ウ) 執行に怠慢がなく、かつ効果的であったか
 - (エ) 計数は正確で、関係諸帳簿及び証拠書類と一致しているか
- (3) 歳出の状況は、次のとおりである。

令和4年度における主な行政施策として、総務費では、情報発信事務（ホームページ等）に1,454,400円、生活環境安全対策事業（廃屋解体撤去事業補助金）に432,000円、地域再エネ利活用推進事業に9,910,000円、町民提案型まちづくり事業に2,591,067円、いきいきふるさとづくり基金事業に151,438,767円、開町120年記念事業に2,969,386円、町史事業（渋沢栄一関連）に1,177,890円、地域公共交通活性化・再生総合事業（コミュニティバス・清水帯広線バス・新得帯広線バス・買い物銀行バス等）に14,132,949円、人口減少対策として、移住者賃貸住宅家賃奨励金交付事業に2,348,000円、マイホーム取得奨励金交付事業に20,900,000円、地域住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励金に3,309,000円、定住促進賃貸住宅建設補助金交付事業（定住促進賃貸住宅建設補助金・定住促進賃貸住宅リフォーム補助金）に3,210,000円が支出されている。

また、行政情報化推進事務（基幹ネットワーク機器、情報化サーバ等の更新）に14,245,948円、地域情報化推進事務（Wi-Fi整備等）に5,618,800円、防災対策事業（備蓄品等購入、仮設住宅モデル実証実験棟外構工事等）に6,784,500円が支出されている。

民生費においては、介護人材育成確保事業に162,000円、地域生活支援給付事業に18,849,847円、障がい者交通費助成事業に2,135,999円、地域カフェ事業に112,800円、緊急通報システム設置事業に773,819円、在宅福祉サービス事業に6,440,131円、高齢者等短期入所事業に2,421,555円、高齢者タクシー乗車券助成事業に2,871,980円、高齢者介護用品購入費助成事業に1,423,500円、子育て支援に係る事業として、乳幼児等医療給付事業に31,731,951円、子育て支援センター事業に5,430,064円、出産祝金・乳児保

育金・育児用品貸付・子育てサポート事業・子育て世帯生活支援特別給付金事を含む子育て支援事業（出産祝金等）として18,235,750円、しみず保育所及び御影こども園に係る保育施設給食調理業務として52,917,062円が支出されている。また、コロナ禍の影響や物価高騰への対策事業として、住民税非課税世帯等へ1世帯当たり100,000円を給付した住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に39,699,236円、電気、ガス、食料品等の高騰の影響が大きい住民税非課税世帯に1世帯当たり50,000円を支給した価格高騰緊急支援給付金事業に63,353,815円、住民税非課税世帯で高齢者、障がい者がいる世帯、子育て世帯や生活保護世帯に対し、1世帯当たり30,000円を給付した清水町高齢者世帯等生活支援給付事業に37,793,483円を支出している。

衛生費では、清水赤十字病院運営費補助金・清水赤十字訪問看護ステーション設置運営費補助金を含む地域医療対策事務に137,052,000円、国の緊急風しん対策事業を含む含む予防接種事業に13,472,170円、健康ポイント事業報償費を含む健康診査事業（若年健診・後期高齢者健診等）に3,040,542円、妊婦健診助成・妊婦健診交通費助成・出産子育て応援給付金事業を含む妊産婦の保健事業に11,762,390円、新生児聴覚検査助成費を含む乳幼児の保健事業に2,151,058円、不妊・不育症治療費助成事業に1,722,910円、リサイクル施設化した清掃センター管理に48,886,911円が支出されている。また、新型コロナウイルス感染症対策関係として、新型コロナウイルスワクチン接種事業に73,198,859円、新型コロナウイルス感染症対策事業（保健）に783,800円、福祉・医療施設等感染症拡大防止支援事業に8,800,000円、町内の福祉、介護、医療施設の物価高騰による負担増の軽減として、清水町福祉・医療施設等価格高騰緊急対策支援策で13事業者に4,400,000円が支出されている。

農林業費においては、農業分野では、スマート農業支援事業として4,408,879円、労働力確保対策業務分を含む地域農業の再生と担い手育成事業に2,000,000円、農村浄化槽設置推進事業補助金として8,462,000円、てん菜ストックポイント整備対策分を含む畑作総合振興事業補助金として17,255,984円、にんにく生産のための収穫機の導入等に対する産地生産基盤パワーアップ事業補助金として35,550,000円、化学肥料購入支援金給付事業に32,615,625円、多面的機能支払事業補助金として67,420,422円、バイオガスプラント利活用促進事業に16,608,000円、自給飼料品質向上対策事業に2,170,500円、牧場草地整備事業に159,689,287円、明渠排水路維持管理等事業に20,201,518円、道営土地改良事業（清水松沢地区・美蔓地区・下佐幌人舞地区・清水羽帯地区・御影旭山地区）に170,635,228円が支出されている。林業分野では、町有林・民有林整備を含む林業振興事務に

104,973,344円、有害鳥獣駆除対策事務に15,933,466円が支出されている。

商工費では、中小企業近代化資金利子補給等補助金（新型コロナウイルス感染症対策関係分を含む）として27,896,500円、地域活性化商品券事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策関係分を含む）として139,531,500円、新型コロナウイルス感染症対策関係として清水町事業者等事業継続緊急支援給付事業に7,150,000円、清水町運送事業者臨時支援給付金に11,440,000円、清水町タクシー事業者臨時支援給付金に400,000円が支出されている。

観光振興に係る施策としては、十勝清水トラックマーケット実施経費等を含む観光振興事業（清水町観光協会補助金）に4,123,785円が支出されている。

土木費においては、除雪対策事業に191,936,024円、橋梁修繕工事を含む町道整備事業・道路新設改良費事務に546,502,299円、御影公園遊具撤去工事を含むその他公園管理（公園遊具更新事業含む）に43,040,855円、町営住宅等建設事業として、西都団地建設・外構工事に108,560,518円が支出されている。

消防費においては、とまち広域消防事務組合負担金として296,100,000円、清水・御影消防団事業に21,547,970円が支出されている。

教育費においては、学校教育関係では、修学旅行費全額助成・高校新入生学習用タブレット等端末購入支援金等を含む父母負担軽減事業に9,591,239円、奨学金貸付事業に27,060,000円、通学費補助（御影地区）・タブレット購入助成を含む高校振興事業に7,058,806円、国際交流事業として台湾台中市小学生とのICT活用交流に770,000円、図書室改修工事を含む清水小学校施設改修・整備事業に18,517,290円、教室等照明LED化工事を含む御影小学校施設改修・整備事業に13,740,207円、武道館LED化工事を含む清水中学校施設改修・整備事業に20,634,956円、正面玄関LED設置工事を含む御影中学校施設改修・整備事業に9,534,281円が支出されている。

社会教育関係では、文化会館芸術鑑賞事業に3,624,045円、文化会館芸術鑑賞事業（第九文化継承事業）に2,946,342円、郷土史料館展示改修工事を含む図書館・郷土史料館施設管理（施設整備）に7,139,000円が支出されている。

財政運営の状況についてみると、別紙のとおりである。

- (ア) 款別支出状況一覧表
- (イ) 財政指数の推移状況
- (ウ) 経常収支比率の推移状況
- (エ) 他会計への繰出金等の状況

終わりに、平成14年度から行財政改革に取り組み、効率的な行政運営を行ってきたことにより、令和4年度末の基金の現在高（一般会計）は4,342,568,134円となり、前年度と比較して8,986,659円の増加となったが、今後も公共施設の老朽化に伴う建替えや改修もあることから、将来を見据え計画的に財政運営を行う必要がある。

令和4年度においては、地域の実情に応じた新型コロナウイルス感染症への対応のため、国から交付された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、令和4年度に11事業（事業費286,799,808円、うち交付金充当額239,923,000円）を実施した。新型コロナウイルス感染症は第5類へ移行したところではあるが、地域経済への影響は完全に払しょくされていない中、物価高騰対策を含めた行政需要の高まりや、地方交付税など一般財源の大幅な減少による地方財政の悪化が懸念される中、国などからの依存財源が多くを占めている本町にとっては、財政への備えが特に必要であると思われる。令和3年4月から第6期清水町総合計画がスタートしているが、継続して行われている事業においても今一度精査し、投資すべきものとそうではないものを十分に把握して、健全な財政運営のもとでより効率的な行政執行に取り組んでいただきたい。

また、収納・支出事務、契約事務、補助金等の交付事務、備品管理などの会計事務等について、法令や規則に基づいた適正な事務処理を行うために、組織全体や各部署において、職員一人ひとりの会計事務に関する理解を深めるための取り組みや各業務のミス防止のための対策をより一層推進されることを求め、決算審査の報告とする。

(ア) 款別支出状況一覧表

(単位：円、%)

区 分 科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額 繰越明許費	執 行 率
1款 議 会 費	81,084,000	80,254,084	0	99.0
2款 総 務 費	964,065,000	897,955,358	4,455,000	93.1
3款 民 生 費	1,697,859,000	1,559,698,267	175,000	91.9
4款 衛 生 費	935,083,000	905,338,096	20,000	96.8
5款 労 働 費	10,425,000	10,014,447	0	96.1
6款 農 林 業 費	1,588,716,000	1,398,712,923	115,591,000	88.0
7款 商 工 費	318,301,000	293,153,732	250,000	92.1
8款 土 木 費	1,280,405,000	1,256,998,263	0	98.2
9款 消 防 費	323,926,000	319,872,170	0	98.7
10款 教 育 費	910,575,000	879,351,036	0	96.6
11款 災 害 復 旧 費	97,000	97,000	0	100.0
12款 公 債 費	1,146,338,000	1,145,840,411	0	100.0
13款 諸 支 出 金	877,629,000	861,759,451	0	98.2
14款 予 備 費	2,989,000			
歳 出 合 計	10,137,492,000	9,609,045,238	120,491,000	94.8

(イ) 財政指数の推移状況

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率	83.1	87.3	87.4	83.8	89.5
財政力指数 (3 か 年 平 均)	0.33	0.34	0.35	0.34	0.33

(ウ) 経常収支比率の推移状況

(単位：%)

性質別区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	25.3	24.5	27.8	26.1	26.9
物件費	15.7	15.2	12.8	12.6	14.2
維持補修費	3.7	4.3	4.0	3.7	4.6
扶助費	5.6	5.7	4.5	4.3	4.2
補助費等	11.2	13.1	11.0	10.2	10.5
公債費	12.3	16.0	19.1	18.7	21.1
投資及び 出資金・貸付金	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9
繰出金	8.6	8.0	7.5	7.2	7.1

(エ) 他会計への繰出金等の状況

(単位：円)

会計名	本年度繰出金	前年度繰出金	比較
国民健康保険特別会計	102,302,979	102,688,290	△ 385,311
後期高齢者医療保険特別会計	56,142,036	60,094,752	△ 3,952,716
介護保険特別会計	189,379,773	188,529,337	850,436
水道事業会計	54,028,000	26,599,000	27,429,000
下水道事業会計	130,823,000	149,816,000	△ 18,993,000
合計	532,675,788	527,727,379	4,948,409

【特別会計】

令和4年度清水町国民健康保険特別会計ほか、各特別会計の決算の状況は、次の表のとおりである。

(単位：円)

会 計 名	歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳 入 歳 出 差 引
国民健康保険特別会計	1,258,060,154	1,250,867,145	7,193,009
後期高齢者医療保険特別会計	195,893,088	195,334,165	558,923
介護保険特別会計	1,186,686,838	1,140,734,500	45,952,338
合 計	2,640,640,080	2,586,935,810	53,704,270

(1) 清水町国民健康保険特別会計

[歳 入]

(単位：円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額
国民健康保険税	354,298,938	340,079,024	87,900	14,132,014
道 支 出 金	779,848,998	779,848,998	0	0
財 産 収 入	698	698	0	0
繰 入 金	137,476,979	137,476,979	0	0
諸 収 入	2,937,839	502,455	0	2,435,384
国 庫 支 出 金	152,000	152,000	0	0
歳 入 合 計	1,274,715,452	1,258,060,154	87,900	16,567,398

〔歳出〕

(単位：円)

科 目	本 年 度 本 支 出 済 額	前 年 度 支 出 済 額	比 較	備 考
総 務 費	30,085,972	30,787,947	△ 701,975	
保 険 給 付 費	746,152,477	752,758,373	△ 6,605,896	
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	462,993,000	453,123,000	9,870,000	
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	0	529	△ 529	
保 健 事 業 費	10,514,731	8,773,615	1,741,116	
基 金 積 立 金	698	1,194	△ 496	
諸 支 出 金	1,120,267	4,290,715	△ 3,170,448	
予 備 費	0	0	0	
歳 出 合 計	1,250,867,145	1,249,735,373	1,131,772	

歳入合計1,258,060,154円、歳出合計1,250,867,145円、歳入歳出差引残額7,193,009円で、全額を基金へ繰り入れている。

国民健康保険税は、調定額が354,298,938円となり、収入済額が340,079,024円、不納欠損額が87,900円、収入未済額は14,132,014円（前年度13,122,138円）となっており、調定額に対する収入済額の割合は96.0%で、前年度と比較して0.3ポイントの減となっている。引き続き、税負担の公平性確保に向けた一層の努力を求めるものである。

また、諸収入においては、いずれも過年度分であるが医療機関の療養給付費不正請求により、引き続き一般被保険者返納金1,984,531円及び退職被保険者等返納金450,853円の収入未済額となっている。

一般会計繰入金は102,302,979円で、前年度と比較して385,311円減少している。

(2) 清水町後期高齢者医療保険特別会計

〔歳入〕

(単位：円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収 入 未 済 額
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	138,194,700	138,032,800	0	161,900
繰 入 金	56,142,036	56,142,036	0	0
繰 越 金	1,626,618	1,626,618	0	0
諸 収 入	91,634	91,634	0	0
国 庫 支 出 金	0	0	0	0
歳 入 合 計	196,054,988	195,893,088	0	161,900

〔歳出〕

(単位：円)

科 目	本 年 度 支 出 済 額	前 年 度 支 出 済 額	比 較	備 考
総 務 費	7,823,429	9,901,441	△ 2,078,012	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 広 域 連 合 納 付 金	187,507,036	179,602,452	7,904,584	
諸 支 出 金	3,700	5,000	△ 1,300	
予 備 費	0	0	0	
歳 出 合 計	195,334,165	189,508,893	5,825,272	

歳入合計195,893,088円、歳出合計195,334,165円、歳入歳出差引残額558,923円で、全額を翌年度へ繰り越している。

後期高齢者医療保険料の不納欠損額はなく（前年度もなし）、収入未済額は161,900円（前年度368,600円）で、前年度より206,700円の減となっている。引き続き、徴収には一層の努力を要していただきたい。

一般会計繰入金は56,142,036円で、前年度と比較して3,952,716円減少している。

(3) 清水町介護保険特別会計

〔歳入〕

(単位：円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収 入 未 済 額
保 險 料	215,433,750	214,234,480	174,540	1,024,730
国 庫 支 出 金	295,292,165	295,292,165	0	0
支 払 基 金 交 付 金	280,379,000	280,379,000	0	0
道 支 出 金	156,322,907	156,322,907	0	0
財 産 収 入	1,370	1,370	0	0
繰 入 金	195,054,773	195,054,773	0	0
繰 越 金	45,378,816	45,378,816	0	0
諸 収 入	23,327	23,327	0	0
歳 入 合 計	1,187,886,108	1,186,686,838	174,540	1,024,730

〔歳出〕

(単位：円)

科 目	本 年 度 支 出 済 額	前 年 度 支 出 済 額	比 較	備 考
総 務 費	39,467,721	39,231,598	236,123	
保 險 給 付 費	985,330,494	982,722,792	2,607,702	
基 金 積 立 金	27,162,817	24,310,133	2,852,684	
地 域 支 援 事 業 費	70,353,933	69,526,581	827,352	
諸 支 出 金	18,419,535	14,757,801	3,661,734	
予 備 費	0	0	0	
歳 出 合 計	1,140,734,500	1,130,548,905	10,185,595	

歳入合計1,186,686,838円、歳出合計1,140,734,500円、歳入歳出差引残額45,952,338円で、全額を翌年度へ繰り越している。

介護保険料の不納欠損額は174,540円（前年度134,960円）、収入未済額は1,024,730円（前年度830,880円）で、不納欠損額は前年度より39,580円の増、収入未済額は前年度より193,850円の増となっている。引き続き、徴収には一層の努力を要していただきたい。

一般会計繰入金は189,379,773円で、前年度と比較して850,436円増加している。

第1表

令和4年度各会計決算純計表

(単位:円)

区分	分	一般会計	国民健康保険特別	後期高齢者医療特別	介護特別	保険	合計
歳入	決算総額(A)	9,980,661,784	1,258,060,154	195,893,088	1,186,886,838		12,621,301,864
	前年度繰越金	183,167,136		1,626,618	45,378,816		230,172,570
	一般会計繰入金		102,302,979	56,142,036	189,379,773		347,824,788
	基金繰入金	852,629,000	35,174,000		5,675,000		893,478,000
	計(B)	1,035,796,136	137,476,979	57,768,654	240,433,589		1,471,475,358
歳入	純計額(A-B)=(C)	8,944,865,648	1,120,583,175	138,124,434	946,253,249		11,149,826,506
歳出	決算総額(D)	9,609,045,238	1,250,867,145	195,334,165	1,140,734,500		12,195,981,048
	国保会計繰出金	102,302,979					102,302,979
	後期高齢者会計繰出金	56,142,036					56,142,036
	介護保険会計繰出金	189,379,773					189,379,773
	水道会計負担金						0
	水道会計補助金	31,665,000					31,665,000
	水道会計補助金(災害復旧)	4,663,000					4,663,000
	水道会計出資金	17,700,000					17,700,000
	下水道会計負担金	7,320,000					7,320,000
	下水道会計補助金	92,843,000					92,843,000
	下水道会計補助金(災害復旧)						0
	下水道会計出資金	30,666,000					30,666,000
	計(E)	532,681,788	0	0	0		532,681,788
歳出	純計額(D-E)=(F)	9,076,363,450	1,250,867,145	195,334,165	1,140,734,500		11,663,299,260
純計	額差引(C-F)=(G)	△ 131,497,802	△ 130,283,970	△ 57,209,731	△ 194,481,251		△ 513,472,754
歳入	歳出差引(A-D)	371,616,546	7,193,009	558,923	45,952,338		425,320,816

第2表

令和4年度 各会計収支決算の総括表

(単位:円)

会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収 支 残 額	基 金 繰 入 額	調 定 総 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)=(D)	(Bの内) (E)	(F)	(G)	(F)-(B+G)	(B)-(A)	(A)-(C)
一 般 会 計	10,137,492,000	9,980,661,784	9,609,045,238	371,616,546	852,629,000	10,074,900,444	33,100	94,205,560	△ 156,830,216	528,446,762
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	1,265,436,000	1,258,060,154	1,250,867,145	7,193,009	35,174,000	1,274,715,452	87,900	16,567,398	△ 7,375,846	14,568,855
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 特 別 会 計	197,165,000	195,893,088	195,334,165	558,923	0	196,054,988	0	161,900	△ 1,271,912	1,830,835
介 護 保 険 特 別 会 計	1,179,511,000	1,186,686,838	1,140,734,500	45,952,338	5,675,000	1,187,886,108	174,540	1,024,730	7,175,838	38,776,500
合 計	12,779,604,000	12,621,301,864	12,195,981,048	425,320,816	893,478,000	12,733,556,992	295,540	111,959,588	△ 158,302,136	583,622,952

第3表

令和4年度 各会計収支決算総括表の前年度対比表

(単位:円)

会計名	年度	予算現額	収入済額	支出済額	収支残額	基金繰入額	調定総額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	予算現額と支出済額との比較
		(A)	(B)	(C)	(B)-(C)=(D)	(Bの内)(E)	(F)	(G)	(F)-(B+G)	(B)-(A)	(A)-(C)
一般会計	4	10,137,492,000	9,980,661,784	9,609,045,238	371,616,546	852,629,000	10,074,900,444	33,100	94,205,560	△ 166,830,216	528,446,762
	3	10,610,396,000	10,388,391,279	9,980,232,143	408,159,136	755,850,000	10,478,336,023	67,000	89,877,744	△ 222,004,721	630,163,857
	比較	△ 472,904,000	△ 407,729,495	△ 371,186,905	△ 36,542,590	96,779,000	△ 403,435,579	△ 33,900	4,327,816	65,174,505	△ 101,717,095
国民健康保険特別会計	4	1,265,436,000	1,258,060,154	1,250,867,145	7,193,009	35,174,000	1,274,715,452	87,900	16,567,398	△ 7,375,846	14,568,855
	3	1,261,767,000	1,263,644,269	1,249,735,373	13,908,896	30,957,000	1,279,201,791	0	15,557,522	1,877,269	12,031,627
	比較	3,669,000	△ 5,584,115	1,131,772	△ 6,715,887	4,217,000	△ 4,486,339	87,900	1,009,876	△ 9,253,115	2,537,228
後期高齢者医療保険特別会計	4	197,165,000	195,893,088	195,334,165	558,923	0	196,054,988	0	161,900	△ 1,271,912	1,830,835
	3	190,878,000	191,135,511	189,508,893	1,626,618	0	191,504,111	0	368,600	257,511	1,369,107
	比較	6,287,000	4,757,577	5,825,272	△ 1,067,695	0	4,550,877	0	△ 206,700	△ 1,529,423	461,728
介護保険特別会計	4	1,179,511,000	1,186,686,838	1,140,734,500	45,952,338	5,675,000	1,187,886,108	174,540	1,024,730	7,175,838	38,776,500
	3	1,184,274,000	1,175,927,721	1,130,548,905	45,378,816	5,180,000	1,176,893,561	134,960	830,880	△ 8,346,279	53,725,095
	比較	△ 4,763,000	10,759,117	10,185,595	573,522	495,000	10,992,547	39,580	193,850	15,522,117	△ 14,948,595
合計	4	12,779,604,000	12,621,301,864	12,195,981,048	425,320,816	893,478,000	12,733,556,992	295,540	111,959,588	△ 158,302,136	583,622,952
	3	13,247,315,000	13,019,098,780	12,560,025,314	469,073,466	791,987,000	13,125,935,486	201,960	106,634,746	△ 228,216,220	697,289,686
	比較	△ 467,711,000	△ 397,796,916	△ 354,044,266	△ 43,752,650	101,491,000	△ 392,378,494	93,580	5,324,842	69,914,084	△ 113,666,734

第4表

令和4年度 各会計予算の執行率状況表及び前年度対比表

[歳入] (単位:%)

会計名	年度	予算現額に 対する 調定割合	予算現額に 対する 収入割合	調定額 に対する 収入割合	備考
一般会計	4	99.4	98.5	99.1	
	3	98.8	97.9	99.1	
	比較	0.6	0.6	0.0	
国民健康保険 特別会計	4	100.7	99.4	98.7	
	3	101.4	100.1	98.8	
	比較	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.1	
後期高齢者医療 保険特別会計	4	99.4	99.4	99.9	
	3	100.3	100.1	99.8	
	比較	△ 0.9	△ 0.7	0.1	
介護保険 特別会計	4	100.7	100.6	99.9	
	3	99.4	99.3	99.9	
	比較	1.3	1.3	0.0	
合計	4	99.6	98.8	99.1	
	3	99.1	98.3	99.2	
	比較	0.5	0.5	△ 0.1	

[歳出] (単位:%)

会計名	年度	予算現額に 対する 支出割合	備考
一般会計	4	94.8	
	3	94.1	
	比較	0.7	
国民健康保険 特別会計	4	98.8	
	3	99.0	
	比較	△ 0.2	
後期高齢者医療 保険特別会計	4	99.1	
	3	99.3	
	比較	△ 0.2	
介護保険 特別会計	4	96.7	
	3	95.5	
	比較	1.2	
合計	4	95.4	
	3	94.7	
	比較	0.7	

第5表

令和4年度 町税予算執行状況表

(単位:円、%)

税目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入済額 - 予算現額			調定額 - 収入済額		
				差引額 (C-A)	執行率		収入未済額 (B-C)	収納率	
					4年度	3年度		4年度	3年度
町税	1,354,737,000	1,447,964,542	1,409,379,783	54,642,783	104.0	106.2	38,584,759	97.3	97.7
町民税	550,910,000	584,982,288	574,995,529	24,085,529	104.4	106.8	9,986,759	98.3	98.5
個人	490,900,000	510,690,288	500,998,529	10,098,529	102.1	101.5	9,691,759	98.1	98.2
法人	60,010,000	74,292,000	73,997,000	13,987,000	123.3	150.2	295,000	99.6	99.9
固定資産税	707,626,000	745,085,800	716,643,300	9,017,300	101.3	104.5	28,442,500	96.2	96.7
固定資産税	700,800,000	738,259,500	709,817,000	9,017,000	101.3	104.5	28,442,500	96.1	96.7
国有資産等所在 市町村交付金	6,826,000	6,826,300	6,826,300	300	100.0	100.0	0	100.0	100.0
軽自動車税	31,201,000	32,750,300	32,594,800	1,393,800	104.5	101.9	155,500	99.5	99.7
軽自動車税 種別割	30,001,000	30,756,400	30,600,900	599,900	102.0	101.3	155,500	99.5	99.7
軽自動車税 環境性能割	1,200,000	1,993,900	1,993,900	793,900	166.2	122.9	0	100.0	100.0
町たばこ税	65,000,000	85,146,154	85,146,154	20,146,154	131.0	120.5	0	100.0	100.0
国民健康保険税	340,949,000	354,298,938	340,079,024	-869,976	99.7	101.4	14,219,914	96.0	96.3
合 計	1,695,686,000	1,802,263,480	1,749,458,807	53,772,807	103.2	105.2	52,804,673	97.1	97.4

第6表

令和4年度 町税等の収納状況表

(単位:円、%)

区 分	調 定 額			収 入 済 額			収 納 率			不納欠損額	収 入 未 済 額		
	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越分	計	現年度分	滞納繰越	計		現年度分	滞納繰越分	計
町 税	1,415,364,160	32,600,382	1,447,964,542	1,405,912,953	3,466,830	1,409,379,783	99.3	10.6	97.3	33,100	9,451,207	29,100,452	38,551,659
保育施設入所児童 保護者負担金	10,560,570	1,643,440	12,204,010	10,560,570	23,240	10,583,810	100.0	1.4	86.7	0	0	1,620,200	1,620,200
国営事業受益者負担金 御影地区	19,028,269	703,031	19,731,300	18,290,150	703,031	18,993,181	96.1	100.0	96.3	0	738,119	0	738,119
道営畑地帯整備事業 受益者負担金清水松沢地区	9,872,774	2,518,554	12,391,328	9,729,331	2,518,554	12,247,885	98.5	100.0	98.8	0	143,443	0	143,443
道営畑地帯整備事業 受益者負担金清水美郷地区	8,473,905	0	8,473,905	7,131,417	0	7,131,417	84.2	0.0	84.2	0	1,342,488	0	1,342,488
道営畑地帯整備事業 受益者負担金下佐幌地区	14,341,149	0	14,341,149	13,694,949	0	13,694,949	95.5	0.0	95.5	0	646,200	0	646,200
道営畑地帯整備事業 受益者負担金清水羽帯地区	8,384,638	0	8,384,638	6,781,997	0	6,781,997	80.9	0.0	80.9	0	1,602,641	0	1,602,641
道営畑地帯整備事業 受益者負担金御影旭山地区	5,636,151	2,480,833	8,116,984	5,636,151	2,480,833	8,116,984	100.0	100.0	100.0	0	0	0	0
学校給食費負担金	32,654,075	675,360	33,329,435	32,654,075	42,340	32,696,415	100.0	6.3	98.1	0	0	633,020	633,020
墓地敷地使用料	1,256	1,000	2,256	1,256	0	1,256	100.0	0.0	55.7	0	0	1,000	1,000
道路占用料	6,299,644	60,000	6,359,644	6,299,644	0	6,299,644	100.0	0.0	99.1	0	0	60,000	60,000
町営住宅使用料	72,786,800	4,355,838	77,142,638	72,750,500	476,700	73,227,200	100.0	10.9	94.9	0	36,300	3,879,138	3,915,438
し尿処理手数料	11,023,868	50,250	11,074,118	11,019,698	17,133	11,036,831	100.0	34.1	99.7	0	4,170	33,117	37,287
土地貸付料 (普通財産)	2,221,710	2,000	2,223,710	2,221,710	0	2,221,710	100.0	0.0	99.9	0	0	2,000	2,000
建物貸付料 (普通財産)	525,100	946,710	1,471,810	525,100	0	525,100	100.0	0.0	35.7	0	0	946,710	946,710
建物貸付料 (移住支援住宅)	235,400	15,100	250,500	235,400	0	235,400	100.0	0.0	94.0	0	0	15,100	15,100
奨学金貸付金収入	1,248,000	0	1,248,000	1,173,000	0	1,173,000	94.0	0.0	94.0	0	75,000	0	75,000
老人保健 医療費返納金	0	41,006,405	41,006,405	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	41,006,405	41,006,405
過年度重度心身障害者 医療費返納金	0	2,809,848	2,809,848	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	2,809,848	2,809,848
過年度老人医療費返納金	0	11,802	11,802	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	11,802	11,802
保育施設広域入所 受託事業収入	1,979,270	0	1,979,270	1,932,070	0	1,932,070	97.6	0.0	97.6	0	47,200	0	47,200
合 計	1,620,636,739	89,880,553	1,710,517,292	1,606,549,971	9,728,661	1,616,278,632	99.1	10.8	94.5	33,100	14,086,768	80,118,792	94,205,560

第7表

過去5年間の町税等収納率年度別状況表

(単位:%)

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	現年度分	滞納繰越	計	現年度分	滞納繰越	計	現年度分	滞納繰越	計	現年度分	滞納繰越	計	現年度分	滞納繰越	計
町 税	99.3	18.3	98.6	99.4	15.0	98.3	98.8	9.0	97.4	99.7	26.7	97.7	99.3	10.6	97.3
保育施設入所児童 保護者負担金	100.0	10.8	88.5	100.0	12.5	83.9	100.0	10.5	85.1	100.0	3.7	88.7	100.0	1.4	86.7
国営事業受益者負担金 御影地区	96.1	99.5	96.3	96.1	100.0	96.3	96.1	100.0	96.3	96.1	100.0	96.3	96.1	100.0	96.3
道管畑地帯整備事業 受益者負担金清水松沢地区										77.1	0.0	77.1	98.5	100.0	98.8
道管畑地帯整備事業 受益者負担金清水美蔓地区													84.2	0.0	84.2
道管畑地帯整備事業 受益者負担金下佐幌地区													95.5	0.0	95.5
道管畑地帯整備事業 受益者負担金清水羽帯地区													80.9	0.0	80.9
道管畑地帯整備事業 受益者負担金御影旭山地区										70.8	0.0	70.8	100.0	100.0	100.0
学校給食費負担金	99.1	3.7	97.3	99.8	14.2	97.2	99.9	14.6	97.7	100.0	15.0	98.0	100.0	6.3	98.1
墓地敷地使用料		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0	100.0	0.0	55.7
道路占用料	100.0	0.0	99.0	100.0	0.0	99.0	100.0	0.0	99.0	100.0	0.0	99.0	100.0	0.0	99.1
町営住宅使用料	99.1	16.6	92.8	99.7	17.5	93.5	99.9	15.8	94.3	99.8	7.6	94.5	100.0	10.9	94.9
し尿処理手数料	100.0	0.0	99.7	100.0	0.0	99.6	99.7	5.3	99.4	99.8	44.8	99.5	100.0	34.1	99.7
土地貸付料 (普通財産)	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9
建物貸付料 (普通財産)	100.0	0.0	35.7	100.0	0.0	35.7	100.0	0.0	35.7	100.0	0.0	35.7	100.0	0.0	35.7
建物貸付料 (移住支援住宅)										97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	94.0
奨学金貸付金収入													94.0	0.0	94.0
老人保健 医療費返納金		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0
過年度重度心身障害者 医療費返納金		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0
過年度老人医療費返納金		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0
保育施設広域入所 受託事業収入													97.6	0.0	97.6

第8表

令和4年度 特別会計の収納状況表

(単位:円、%)

区分	調 定 額			収 入 済 額			収 納 率			不 納 損 額	収 入 未 済 額		
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計		現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計
国民健康 保 險 税	341,553,600	12,745,338	354,298,938	337,951,600	2,127,424	340,079,024	98.9	16.7	96.0	87,900	3,602,000	10,530,014	14,132,014
国民健康保険 過年度一般制 保 險 者 返 納 金	0	1,984,531	1,984,531	0	0	0		0.0	0.0	0	0	1,984,531	1,984,531
国民健康保険 過年度退職制 保 險 者 等 返 納 金	0	450,853	450,853	0	0	0		0.0	0.0	0	0	450,853	450,853
後期高齢者 医 療 保 險 料 (普通徴収)	57,919,600	373,800	58,293,400	57,861,200	248,200	58,109,400	99.9	66.4	99.7	0	58,400	125,600	184,000
介護保険料 (普通徴収)	11,816,370	830,880	12,647,250	11,275,000	172,980	11,447,980	95.4	20.8	90.5	174,540	541,370	483,360	1,024,730
合 計	411,289,570	16,385,402	427,674,972	407,087,800	2,548,604	409,636,404	99.0	15.6	95.8	262,440	4,201,770	13,574,358	17,776,128

認定第5号

令和4年度清水町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度清水町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

認定第6号

令和4年度清水町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和4年度清水町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清 監 査 号
令 和 5 年 7 月 1 8 日

清水町長 阿 部 一 男 様

清水町代表監査委員

飯 野 光 彦



清水町監査委員

西 山 輝 和

令和4年度清水町水道事業会計及び下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度清水町水道事業会計及び下水道事業会計決算について、審査した結果を次のとおり報告する。

記

1. 審査の対象

- (1) 令和4年度清水町水道事業会計
- (2) 令和4年度清水町下水道事業会計

2. 審査の時期

令和5年6月22日

3. 審査の方法

決算の審査は、令和5年5月30日付けをもって審査に付された令和4年度清水町水道事業会計及び下水道事業会計決算書について、予算書、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表及び関係諸帳簿並びに証拠書類について計数と内容の精査を行うとともに、水道事業及び下水道事業の経営と財政の状態について審査した。

また、担当職員の説明を聴取する方法により、予算の執行及び事務処理について審査を実施した。



4. 決算の状況

【水道事業会計】

(1) 収益的収支の状況

(単位:円:%)

区 分	収 入	支 出	差 引	備 考
予算額(最終)	263,264,000	261,813,000	1,451,000	
決算額(税込)	270,444,617	254,906,646	15,537,971	
決算額(税抜)	254,980,305	243,231,765	11,748,540	
執行率(税込)	102.73	97.36		

(2) 資本的収支の状況

(単位:円:%)

区 分	収 入	支 出	差 引	備 考
予算額(最終)	53,800,000	125,008,000	-71,208,000	
決算額(税込)	53,800,000	123,184,415	-69,384,415	
決算額(税抜)	53,800,000	117,565,426	-63,765,426	
執行率(税込)	100.00	98.54		

注1) 財源補填内訳

○ 過年度分損益勘定留保資金	64,692,698 円	
○ 当年度分消費税資本的収支調整額	4,691,717 円	(3条予算で費用化)
合 計	69,384,415 円	

【下水道事業会計】

(1) 収益的収支の状況

(単位:円:%)

区 分	収 入	支 出	差 引	備 考
予算額(最終)	303,289,000	301,315,000	1,974,000	
決算額(税込)	310,453,099	294,150,275	16,302,824	
決算額(税抜)	293,478,303	286,571,219	6,907,084	
執行率(税込)	102.36	97.62		

(2) 資本的収支の状況

(単位:円:%)

区 分	収 入	支 出	差 引	備 考
予算額(最終)	228,527,000	273,294,000	-44,767,000	
決算額(税込)	228,526,120	270,670,085	-42,143,965	
決算額(税抜)	228,526,120	251,304,510	-22,778,390	
執行率(税込)	100.00	99.04		

注2) 財源補填内訳

○ 過年度分損益勘定留保資金 42,143,965 円

5. 未収金の状況

【水道事業会計】

(1) 水道料金収納状況

(単位:円:%)

年 度	調 定 金 額	収 入 金 額	不納欠損額	未収入金額	不納欠損前 収 納 率	備 考
現年度分	165,040,260	163,415,990	0	1,624,270	99.02	前年度比 +0.02 ポイント
過年度分	3,777,270	1,889,200	0	1,888,070	50.01	前年度比 -2.83 ポイント
合 計	168,817,530	165,305,190	0	3,512,340	97.92	前年度比 -0.15 ポイント

(2) その他使用料及び手数料等収納状況

(単位:円:%)

年 度	調 定 金 額	収 入 金 額	不納欠損額	未収入金額	備 考
R4年度分 手 数 料	29,310,000	0	0	29,310,000	一般会計補助金(R5.4.18収入済)
H24年度分 使 用 料	1,000	0	0	1,000	看板設置用地使用料

【下水道事業会計】

(1) 下水道料金収納状況

(単位:円:%)

年 度	調 定 金 額	収 入 金 額	不納欠損額	未収入金額	不納欠損前 収 納 率	備 考
公共下水道 現年度分	94,752,472	94,209,832	0	542,640	99.43	前年度比 -0.06 ポイント
公共下水道 過年度分	493,430	477,280	0	16,150	96.73	前年度比 -0.20 ポイント
集落排水 現年度分	29,310,990	29,119,280	0	191,710	99.35	前年度比 -0.00 ポイント
集落排水 過年度分	197,410	187,340	0	10,070	94.90	前年度比 -3.26 ポイント
合 計	124,754,302	123,993,732	0	760,570	99.39	前年度比 -0.06 ポイント

(2) その他使用料及び手数料等収納状況

未収金なし

6. 過去5年間の年間総配水量(総処理水量)・有収水量及び有収率の状況

【水道事業会計】

区 分	総配水量(m ³)	有収水量(m ³)	有収率(%)	備 考
平成30年度	1,652,078	1,205,772	72.99	
令和元年度	1,646,121	1,247,850	75.81	
令和2年度	1,615,849	1,267,953	78.47	
令和3年度	1,585,815	1,255,027	79.14	
令和4年度	1,536,684	1,271,682	82.75	

【下水道事業会計】

区 分	総処理水量(m ³)	有収水量(m ³)	有収率(%)	備 考
平成30年度	1,086,641	639,882	58.89	
令和元年度	1,015,168	636,179	62.67	
令和2年度	1,017,330	650,912	63.98	
令和3年度	1,134,837	645,354	56.87	
令和4年度	933,050	631,132	67.64	

7. 過去5年間の企業債の状況

【水道事業会計】

区 分	企業債償還金 元	企業債償還子 利	企業債残高	備 考
平成30年度	56,464,830	11,390,273	882,729,290	借入額 111,300,000
令和元年度	54,892,245	10,825,518	903,037,045	借入額 75,200,000
令和2年度	59,683,218	10,113,725	876,753,827	借入額 33,400,000
令和3年度	63,387,390	9,319,010	856,966,437	借入額 43,600,000
令和4年度	61,375,532	8,602,229	826,590,905	借入額 31,000,000

【下水道事業会計】

区 分	企業債償還金 元	企業債償還子 利	企業債残高	備 考
平成30年度	123,216,328	10,457,978	545,953,698	借入額 39,900,000
令和元年度	107,673,967	8,116,107	458,879,731	借入額 20,600,000
令和2年度	83,182,322	6,150,839	385,397,409	借入額 9,700,000
令和3年度	69,776,779	4,635,989	393,420,630	借入額 77,800,000
令和4年度	57,648,750	3,942,845	425,271,880	借入額 89,500,000

8. 審査の結果(総括意見)

決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、適正に処理されている。

また、計数は令和5年3月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められた。

9. 個別意見

【水道事業会計】

(1) 収益的収支では、事業収益は254,980,305円で、前年度と比較して4,013,741円増加し、このうち水道料金である給水収益は150,036,606円となり、23,866,781円の減少となった。事業費用は243,231,765円で、前年度と比較して7,756,312円の増加となった。当年度純利益については11,748,540円となり、前年度と比較して3,742,571円の減少となったが、主な要因としては、給水収益の減少及び浄水場に係る修繕費や動力費が増加したことによるものである。

資本的収支では、給水区域内の管路網の更新整備及び浄水場の機器更新を年次的に進めており、令和4年度は老朽管更新として、道路工事に伴う配水管の布設替等を375.29メートル実施している。

今後の見通しは、収益的収支においては給水区域内の普及率が97%を超えていることや、給水区域内の人口の減少などにより、使用水量の減少が見込まれることから、今後においても効率的な経営に努力願いたい。

(2) 有収率は82.75%と前年度より3.61ポイントの増となっている。引き続き、有収率を低下させないよう計画的な漏水対策に努めること。

(3) 水道料金の未収金額は、3,512,340円で、前年度と比較して264,930円の減となっている。収納率は現年度分で99.02%で、前年度と比べて0.02ポイント増加しており、過年度分の収納率は2.83ポイント減少している。

給水停止実施要領に基づいて、滞納者との折衝を効果的に行い、滞納者との早期からの関わりと、分納誓約などにより滞納者との折衝を増やすことにより更に未収金が減少することを目標に取り組んでもらいたい。公平な受益者負担を保つために今後においても一層の努力を求める。

以上、審査の結果について意見を述べたが、施設の効率的な維持管理に万全を期して安全で良質な水道水を安定供給し、町民生活の向上と福祉の増進に貢献するため、合理的で健全な経営を期待するものである。

【下水道事業会計】

(1) 収益的収支では、事業収益が293,478,303円で、このうち下水道使用料収入は112,784,976円、一般会計からの補助金等が100,163,000円となっている。事業費用は286,571,219円で、当期純利益は6,907,084円となった。

資本的収支では、公共下水道事業で令和2年度から国庫補助事業を活用し管渠及び終末処理場の更新整備を進めており、収入が228,526,120円、支出が270,670,085円となり、支出に対し不足する額42,143,965円は、過年度分損益勘定留保資金42,143,965円で補てんしている。

令和4年度末時点での処理区域内人口は6,570人で、前年度と比較し69人の減、水洗便所設置済み人口は6,450人で、前年度と比較し69人の減となった。今後の見通しは、収益的収支においては区域内の水洗便所設置率が98%を超えていることや、処理区域内の人口の減少などにより、排水量の減少が見込まれ、さらには、施設の維持管理や更新整備が必要とされるため、今後においても効率的な経営に努力願いたい。

(2) 年間総処理水量は933,050立方メートルで、前年度と比較して201,787立方メートル減少し、有収水量は631,132立方メートルで、前年度と比較して14,222立方メートル減少した。年間総処理水量を事業別に見ると、公共下水道事業で前年度と比較して192,766立方メートル減少し、集落排水事業でも前年度と比較して9,021立方メートル減少した。引き続き、不明水進入防止対策などを計画的に進め、より一層改善を図られたい。

(3) 下水道料金の未収金額については、公共下水道事業558,790円、集落排水事業201,780円であり、公共下水道事業で65,360円の増加、集落排水事業で4,370円の増加となっている。水道事業会計と同様に、滞納者との折衝を効果的に行い、滞納者との早期からの関わりと、分納誓約などにより滞納者との折衝を増やすことによって更に未収金が減少することを目標に取り組んでもらいたい。公平な受益者負担を保つために今後においても一層の努力を求める。

以上、審査の結果について意見を述べたが、施設の効率的な維持管理と計画的な更新を行い、生活排水と雨水の安定処理を行い、快適で良好な生活環境を維持していくために、合理的で健全な経営を期待するものである。

議案第71号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約であって、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があり、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年清水町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第73号

清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年清水町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

議案第74号

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清水町認定こども園の設置及び管理に関する条例(平成30年清水町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第75号

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

清水町特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成30年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第76号

令和5年度清水町一般会計補正予算（第4号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

令和5年度清水町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度清水町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,004,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年9月5日 提出

清水町長 阿部 一男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		8,000	△370	7,630
	1 地方特例交付金	4,600	△370	4,230
11 地方交付税		3,260,000	149,450	3,409,450
	1 地方交付税	3,260,000	149,450	3,409,450
14 使用料及び手数料		405,224	1,659	406,883
	1 使用料	350,103	1,659	351,762
15 国庫支出金		686,087	45	686,132
	1 国庫負担金	302,928	829	303,757
	2 国庫補助金	380,600	△784	379,816
16 道支出金		441,009	78,076	519,085
	1 道負担金	182,829	420	183,249
	2 道補助金	233,175	77,656	310,831
17 財産収入		48,719	948	49,667
	1 財産運用収入	20,517	948	21,465
18 寄附金		251,002	22	251,024
	1 寄附金	251,002	22	251,024
19 繰入金		830,234	△38,500	791,734
	1 基金繰入金	830,234	△38,500	791,734
20 繰越金		5,000	146,347	151,347
	1 繰越金	5,000	146,347	151,347

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 町 債		629,900	74,093	703,993
	1 町 債	629,900	74,093	703,993
歳 入	合 計	8,592,507	411,770	9,004,277

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		837,996	2,024	840,020
	1 総務管理費	716,386	24	716,410
	2 徴税費	69,843	2,000	71,843
3 民生費		1,611,097	57,058	1,668,155
	1 社会福祉費	951,881	52,382	1,004,263
	2 児童福祉費	659,216	4,676	663,892
4 衛生費		990,468	32,584	1,023,052
	1 保健衛生費	746,689	32,584	779,273
6 農林業費		1,093,584	77,566	1,171,150
	1 農業費	940,536	77,566	1,018,102
	2 林業費	153,048	0	153,048
7 商工費		247,281	11,315	258,596
	1 商工費	247,281	11,315	258,596
8 土木費		1,245,120	0	1,245,120
	2 道路橋梁費	830,299	0	830,299
10 教育費		866,082	724	866,806
	1 教育総務費	184,029	702	184,731
	4 社会教育費	188,762	22	188,784
11 災害復旧費		236	△115	121
	1 公共土木施設災害復旧費	236	△115	121

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		136,288	230,614	366,902
	2 基金費	227	230,614	230,841
歳出	合計	8,592,507	411,770	9,004,277

第2表

地 方 債 補 正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
脱炭素化推進事業	千円 2,800	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金もしくは地方公共団体金融機構資金又は金融機関等の融通条件による。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎対策事業	千円 461,100	証書借入	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金もしくは地方公共団体金融機構資金又は金融機関等の融通条件による。 ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えることができる。	千円 545,400	変更なし	変更なし	変更なし
臨時財政対策債	40,000	同 上	同 上	同 上	26,993	同 上	同 上	同 上

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	1,352,891	0	1,352,891
2 地方譲与税	202,454	0	202,454
3 利子割交付金	600	0	600
4 配当割交付金	6,000	0	6,000
5 株式等譲渡所得割交付金	3,700	0	3,700
6 法人事業税交付金	16,000	0	16,000
7 地方消費税交付金	269,000	0	269,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,300	0	8,300
9 環境性能割交付金	14,000	0	14,000
10 地方特例交付金	8,000	△370	7,630
11 地方交付税	3,260,000	149,450	3,409,450
12 交通安全対策特別交付金	1,900	0	1,900
13 分担金及び負担金	97,107	0	97,107
14 使用料及び手数料	405,224	1,659	406,883
15 国庫支出金	686,087	45	686,132
16 道支出金	441,009	78,076	519,085
17 財産収入	48,719	948	49,667
18 寄 附 金	251,002	22	251,024
19 繰 入 金	830,234	△38,500	791,734
20 繰 越 金	5,000	146,347	151,347

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21 諸収入	55,380	0	55,380
22 町債	629,900	74,093	703,993
歳入合計	8,592,507	411,770	9,004,277

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	81,854	0	81,854	0	0	0	0
2 総務費	837,996	2,024	840,020	0	2,800	△3,800	3,024
3 民生費	1,611,097	57,058	1,668,155	21,249	0	1,659	34,150
4 衛生費	990,468	32,584	1,023,052	19,399	0	0	13,185
5 労働費	11,524	0	11,524	0	0	0	0
6 農林業費	1,093,584	77,566	1,171,150	77,656	0	0	△90
7 商工費	247,281	11,315	258,596	10,000	0	0	1,315
8 土木費	1,245,120	0	1,245,120	△50,183	84,300	△34,700	583
9 消防費	300,553	0	300,553	0	0	0	0
10 教育費	866,082	724	866,806	0	0	22	702
11 災害復旧費	236	△115	121	0	0	0	△115
12 公債費	1,160,424	0	1,160,424	0	0	0	0
13 諸支出金	136,288	230,614	366,902	0	0	0	230,614
14 予備費	10,000	0	10,000	0	0	0	0
歳出合計	8,592,507	411,770	9,004,277	78,121	87,100	△36,819	283,368

2 歳 入

(款)10 地方特例交付金 (項) 1 地方特例交付金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1地方特例交付金	4,600	△370	4,230	1地方特例交付金	△370	1 地方特例交付金 △370
計	4,600	△370	4,230			

(款)11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

1地方交付税	3,260,000	149,450	3,409,450	1地方交付税	149,450	1 普通交付税 149,450
計	3,260,000	149,450	3,409,450			

(款)14 使用料及び手数料 (項) 1 使 用 料

1民生使用料	9,286	1,659	10,945	4きずな園使用料	1,659	1 きずな園使用料 (国保連合会分) 1,659
計	350,103	1,659	351,762			

(款)15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	266,000	829	266,829	4児童療育支援費負担金	829	1 障害児施設給付費負担金 829
計	302,928	829	303,757			

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1総務費国庫補助金	56,550	49,399	105,949	3総務費補助金	49,399	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 49,399
5土木費国庫補助金	261,124	△50,183	210,941	2除雪対策費補助金	△22,997	1 社会資本整備総合交付金(除雪機械分) △22,997
				3道路新設改良費補助金	△27,186	1 社会資本整備総合交付金(道路改築分) △27,186
計	380,600	△784	379,816			

(款)16 道支出金

(項) 1 道負担金

1民生費道負担金	115,385	420	115,805	2老人福祉費負担金	6	2 過年度分低所得者保険料軽減事業負担金 6
				5児童療育支援費負担金	414	1 障害児施設給付費負担金 414
計	182,829	420	183,249			

(款)16 道支出金

(項) 2 道補助金

4農林業費道補助金	188,386	77,656	266,042	3農業振興費補助金	77,566	13 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 16,681
						14 麦・大豆生産技術向上事業補助金 31,285
						28 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 29,600
				6町有林整備費補助金	90	4 森林資源デジタル管理推進対策事業補助金 90

(款)16 道支出金		(項) 2 道補助金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	233,175	77,656	310,831			

(款)17 財産収入		(項) 1 財産運用収入					
2利子及び配当金	894	948	1,842	1利子及び配当金	948	10 出資配当金	948
計	20,517	948	21,465				

(款)18 寄附金		(項) 1 寄附金					
2特定寄附金	251,001	22	251,023	1特定寄附金	22	1 特定寄附金	22
計	251,002	22	251,024				

(款)19 繰入金		(項) 1 基金繰入金					
3公共施設建設等 基金繰入金	105,700	△34,700	71,000	1公共施設建設等 基金繰入金	△34,700	1 公共施設建設等基金繰入金	△34,700
7いきいきふるさと づくり基金繰 入金	92,000	△3,800	88,200	1いきいきふるさと づくり基金繰 入金	△3,800	1 いきいきふるさとづくり基金繰入金	△3,800
計	830,234	△38,500	791,734				

(款)20 繰越金		(項)1 繰越金			(単位：千円)	
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1繰越金	5,000	146,347	151,347	1繰越金	146,347	1 前年度繰越金 146,347
計	5,000	146,347	151,347			

(款)22 町債		(項)1 町債			
2土木債	386,600	84,300	470,900	1土木債 84,300	2 新羽常盤間道路改築事業 24,500 4 除雪機械購入事業 22,500 9 下佐幌西1線南道路舗装補修事業 15,200 10 新羽常盤間道路舗装補修事業 22,100
4臨時財政対策債	40,000	△13,007	26,993	1臨時財政対策債 △13,007	1 臨時財政対策債 △13,007
10総務債	0	2,800	2,800	1総務債 2,800	2 電気自動車購入事業 2,800
計	629,900	74,093	703,993		

3 歳 出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国 支 出	道 金	地方債				
1一般管理費	276,276	24	276,300				24	4 共済費	24	021010 一般管理費人件費 24 4 共済費 24 20 公務災害補償負担金 24
3財産管理費	51,435	0	51,435			2,800	△3,800	1,000		(地) 電気自動車購入事業 2,800 (入) いきいきふるさとづくり基金繰入金 △3,800
計	716,386	24	716,410			2,800	△3,800	1,024		

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1税務総務費	69,843	2,000	71,843				2,000	22 償還金、利子及び割引料	2,000	022020 税務事務 2,000 22 償還金、利子及び割引料 2,000 10 還付金・還付加算金 2,000
計	69,843	2,000	71,843				2,000			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国 支 出	道 金	地方債 その他					
2社会福祉施設費	12,347	250	12,597				250	10 需用費	250	031040 社会福祉施設管理 250 10 需用費 250 50 施設修繕料 (福祉館分) 250	
3老人福祉費	227,567	6	227,573	6				27 繰出金	6	031060 介護保険事務 6 27 繰出金 6 12 過年度分低所得者保険料軽減事業繰出金 6	
						(道) 過年度分低所得者保険料軽減事業負担金 6					
4障害福祉費	391,689	9,096	400,785				9,096	22 償還金、利子及び割引料	9,096	031070 自立支援給付事業 6,722 22 償還金、利子及び割引料 6,722 10 国庫道費負担金返還金 6,722 031090 障害者支援事業 2,374 22 償還金、利子及び割引料 2,374 10 国庫道費負担金返還金 2,374	
6老人福祉センター運営費	18,435	368	18,803				368	10 需用費	368	031140 老人福祉センター管理 368 10 需用費 368 50 施設修繕料 (老人福祉センター分) 368	

(単位：千円)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金額	
				国 支 出 金	道 道 債	地方債 その他				
13高齢者世帯等生活支援給付金費	0	42,662	42,662	20,000			22,662	10 需用費	111	031300 高齢者世帯等生活支援給付金事務 42,662
				(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 20,000				11 役務費	551	10 需用費 111 10 事務事業用消耗品費 20 30 印刷製本費(封筒等) 91
								18 負担金、補助及び交付金	42,000	11 役務費 551 20 郵便料等 381 50 口座振込手数料 170 18 負担金、補助及び交付金 42,000 30 高齢者世帯等生活支援給付金 42,000
計	951,881	52,382	1,004,263	20,006			32,376			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1児童福祉総務費	68,788	1,004	69,792				1,004	22 償還金、利子及び割引料	1,004	032040 子育て支援事業 1,004 22 償還金、利子及び割引料 1,004 10 国庫道費補助金返還金 1,004
2保育施設運営費	380,825	886	381,711				886	22 償還金、利子及び割引料	886	032060 保育施設運営事業 886 22 償還金、利子及び割引料 886 11 国庫道費補助金返還金 886

(款) 3 民 生 費		(項) 2 児 童 福 祉 費					(単位：千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4きずな園運営費	37,492	0	37,492			1,659	△1,659			
				(使) きずな園使用料 (国保連合 会分) 1,659						
6児童療育支援費	10,542	2,786	13,328	1,243			1,543	19 扶 助 費	1,681	
				(国) 障害児施設給付費負担金 829				22 償還金、利 子及び割引 料	1,105	032210 児童療育支援費事務 22 19 扶助費 22 10 心身障害児通園交通費助 成 22 032220 障害児通所給付費等事業 2,387 19 扶助費 1,659 10 障害児通所給付費 1,659 22 償還金、利子及び割引料 728 10 国庫道費負担金返還金 728 032230 育成医療費給付事業 377 22 償還金、利子及び割引料 377 10 国庫道費負担金返還金 377
				(道) 障害児施設給付費負担金 414						
計	659,216	4,676	663,892	1,243		1,659	1,774			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国 支 出	道 金	地方債					その他
1保健衛生総務費	516,626	△547	516,079				△547	18 負担金、補助及び交付金	10	041040 後期高齢者医療保険事務 △557	
								27 繰出金	△557	27 繰出金 12 後期高齢者医療保険特別 会計繰出金 △557	
2保健予防費	158,371	136	158,507				136	22 償還金、利子及び割引料	136	041070 保健予防事業 92	
											10 国庫道費補助金返還金 92
4水道施設費	22,509	32,995	55,504	19,399			13,596	10 需用費	20	041150 水道事業 30,402	
									11 役務費	143	27 繰出金 12 水道事業支出金 30,402
									18 負担金、補助及び交付金	2,430	041155 井戸水利用者支援金支給 事業 2,593
									27 繰出金	30,402	10 需用費 20 30 印刷製本費(封筒等) 20 11 役務費 143 20 郵便料等 123 50 口座振込手数料 20

(款) 4 衛生費		(項) 1 保健衛生費					(単位：千円)			
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出 金	道 金	地方債 その他				
									18 負担金、補助及び交付金 2,430	
									30 井戸水利用者支援金 2,430	
計	746,689	32,584	779,273	19,399			13,185			

(款) 6 農林業費		(項) 1 農業費							
3 農業振興費	146,883	77,566	224,449	77,566			18 負担金、補助及び交付金	77,566	061060 農業振興費事務 77,566
				(道) 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 16,681					18 負担金、補助及び交付金 77,566
				(道) 麦・大豆生産技術向上事業補助金 31,285					39 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 29,600
				(道) 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 29,600					51 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金 16,681
									52 麦・大豆生産技術向上事業補助金 31,285
計	940,536	77,566	1,018,102	77,566					

(款) 6 農林業費

(項) 2 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
2町有林整備費	87,543	0	87,543	90			△90			
				(道) 森林資源デジタル管理推進 対策事業補助金 90						
計	153,048	0	153,048	90			△90			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1商工振興費	228,768	11,315	240,083	10,000			1,315	18 負担金、補助及び交付金	11,282	071020 商工振興事業 11,315
				(国) 新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金 10,000				22 償還金、利子及び割引料	33	18 負担金、補助及び交付金 11,282
										36 地域活性化商品券事業補助金 10,782
										41 小規模事業者持続的発展支援事業給付金 500
										22 償還金、利子及び割引料 33
										10 国庫道費補助金返還金 33
計	247,281	11,315	258,596	10,000			1,315			

(款) 8 土 木 費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2除雪対策費	200,872	0	200,872	△22,997	22,500		497			
				(国) 社会資本整備総合交付金 (除雪機械分) △22,997						
				(地) 除雪機械購入事業 22,500						
3道路新設改良費	495,646	0	495,646	△27,186	61,800	△34,700	86			
				(国) 社会資本整備総合交付金 (道路改築分) △27,186						
				(地) 新羽帯常盤間道路改築事業 24,500						
				(地) 下佐幌西1線南道路舗装補修事業 15,200						
				(地) 新羽帯常盤間道路舗装補修事業 22,100						
				(入) 公共施設建設等基金繰入金 △34,700						

(款) 8 土 木 費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
計	830,299	0	830,299	△50,183	84,300	△34,700	583			

(款) 10 教 育 費

(項) 1 教育総務費

4特別支援教育費	12,591	702	13,293				702	1 報 酬	702	101100 特別支援教育事業	702
										1 報酬	702
										40 1号職員報酬	702
計	184,029	702	184,731				702				

(款) 10 教 育 費

(項) 4 社会教育費

4図書館・郷土史料館費	52,651	22	52,673			22		17 備品購入費	22	105110 図書館・郷土史料館運営事業	22
				(寄) 特定寄附金		22				17 備品購入費	22
										10 図書館資料	22
計	188,762	22	188,784			22					

(款)11 災害復旧費 (項) 1 公共土木施設災害復旧費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
1道路橋梁災害復旧費	236	△115	121				△115	18 負担金、補助及び交付金	△115	111010 災害復旧費 △115 18 負担金、補助及び交付金 △115 10 北海道防災協会負担金 △115
計	236	△115	121				△115			

(款)13 諸支出金 (項) 2 基金費

1基金費	227	230,614	230,841				230,614	24 積立金	230,614	132010 基金積立 230,614 24 積立金 230,614 10 財政調整基金積立金 14,267 11 減債基金積立金 106,347 12 公共施設建設等基金積立金 70,000 13 北海道市町村備荒資金組 合納付金 40,000
計	227	230,614	230,841				230,614			

給 与 費 明 細 書

1 一般職
(1) 総括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(151) 394	67,951	769,894	380,493	1,218,338	348,929	1,567,267	
補 正 前	(150) 393	67,249	769,894	380,493	1,217,636	348,905	1,566,541	
比 較	(1) 1	702	0	0	702	24	726	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	時 間 外 手 当	当 直 手 当	児 童 手 当
	補 正 後	248,211	13,417	14,222	18,803	29,258	6,932		40,725		8,925
	補 正 前	248,211	13,417	14,222	18,803	29,258	6,932		40,725		8,925
	比 較	0	0	0	0	0	0		0		0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				計
補正後	(0) 144		511,345	314,084	825,429	249,168	1,074,597	
補正前	(0) 144		511,345	314,084	825,429	249,144	1,074,573	
比較	(0) 0		0	0	0	24	24	

備考 1 ()内は、短時間勤務職員について内数を記載。

職員手当の内訳	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	地域手当	時間外手当	当直手当	児童手当
	補正後	203,383	13,417	14,222	18,803	25,569	3,139		28,046		7,505
	補正前	203,383	13,417	14,222	18,803	25,569	3,139		28,046		7,505
	比較	0	0	0	0	0	0		0		0

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(151) 250	67,951	258,549	66,409	392,909	99,761	492,670	
補正前	(150) 249	67,249	258,549	66,409	392,207	99,761	491,968	
比較	(1) 1	702	0	0	702	0	702	

備考 1 ()内は、一週間当たりの勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く勤務する職員について内数を記載。

職員手当の内訳	区分	期末勤勉手当	寒冷地手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	通勤手当	地域手当	時間外手当	当直手当	児童手当
	補正後	44,828				3,689	3,793		12,679		1,420
	補正前	44,828				3,689	3,793		12,679		1,420
	比較	0				0	0		0		0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給等に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千 円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給等に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分		
		昇給等に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		

議案第77号

令和5年度清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の設定
について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定
について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

令和5年度清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ617千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,304,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		161,378	617	161,995
	2 基金繰入金	20,000	617	20,617
歳 入	合 計	1,304,022	617	1,304,639

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金		451	617	1,068
	1 償還金及び還付加算金	451	617	1,068
歳 出	合 計	1,304,022	617	1,304,639

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	326,824	0	326,824
2 国庫支出金	75	0	75
3 道支出金	815,582	0	815,582
4 財産収入	1	0	1
5 繰入金	161,378	617	161,995
6 諸収入	162	0	162
歳入合計	1,304,022	617	1,304,639

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	29,966	0	29,966	0	0	0	0
2 保険給付費	794,954	0	794,954	0	0	0	0
3 国民健康保険事業費納付金	462,180	0	462,180	0	0	0	0
4 財政安定化基金拠出金	1	0	1	0	0	0	0
5 保健事業費	15,946	0	15,946	0	0	0	0
6 基金積立金	1	0	1	0	0	0	0
7 諸支出金	451	617	1,068	0	0	617	0
8 予備費	523	0	523	0	0	0	0
歳出合計	1,304,022	617	1,304,639	0	0	617	0

2 歳 入

(款) 5 繰 入 金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1国民健康保険基金繰入金	20,000	617	20,617	1国民健康保険基金繰入金	617	1 国民健康保険基金繰入金 617
計	20,000	617	20,617			

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 支 出	道 金	地方債					その他
3償還金	1	617	618				617		22 償還金、利 子及び割引 料	617	203600 償還金 617 22 償還金、利子及び割引料 617 10 交付金等精算還付金 617
計	451	617	1,068				617				

議案第78号

令和5年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

令和5年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		141,779	59	141,838
	1 後期高齢者医療保険料	141,779	59	141,838
2 繰入金		62,072	△557	61,515
	1 一般会計繰入金	62,072	△557	61,515
3 繰越金		1	557	558
	1 繰越金	1	557	558
歳入	合計	203,974	59	204,033

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		8,213	0	8,213
	1 総務管理費	7,857	0	7,857
2 後期高齢者医療広域連合納付金		195,325	59	195,384
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	195,325	59	195,384
歳 出	合 計	203,974	59	204,033

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	141,779	59	141,838
2 繰入金	62,072	△557	61,515
3 繰越金	1	557	558
4 諸収入	122	0	122
歳入合計	203,974	59	204,033

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	8,213	0	8,213	0	0	△557	557
2 後期高齢者医療広域連合納付金	195,325	59	195,384	0	0	0	59
3 諸支出金	120	0	120	0	0	0	0
4 予備費	316	0	316	0	0	0	0
歳出合計	203,974	59	204,033	0	0	△557	616

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料 (項) 1 後期高齢者医療保険料 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2普通徴収保険料	56,787	59	56,846	2滞納繰越分保険料	59	1 滞納繰越分保険料 59
計	141,779	59	141,838			

(款) 2 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	62,072	△557	61,515	1事務費繰入金	△557	1 事務費繰入金 △557
計	62,072	△557	61,515			

(款) 3 繰越金 (項) 1 繰越金

1繰越金	1	557	558	1繰越金	557	1 前年度繰越金 557
計	1	557	558			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
1一般管理費	7,857	0	7,857				△557	557		
						(入) 事務費繰入金	△557			
計	7,857	0	7,857				△557	557		

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1後期高齢者 医療広域連 合納付金	195,325	59	195,384					59	18 負担金、補 助及び交付 金	59	300400 後期高齢者医療広域連合 納付金 59 18 負担金、補助及び交付金 59 10 後期高齢者医療広域連合 納付金(保険料分) 59
計	195,325	59	195,384					59			

議案第79号

令和5年度清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

令和5年度清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242,462千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月5日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金		303,989	613	304,602
	1 支払基金交付金	303,989	613	304,602
6 繰入金		217,544	6	217,550
	1 一般会計繰入金	204,648	6	204,654
7 繰越金		1	45,952	45,953
	1 繰越金	1	45,952	45,953
歳 入	合 計	1,195,891	46,571	1,242,462

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		2	21,588	21,590
	1 基金積立金	2	21,588	21,590
5 諸支出金		111	24,983	25,094
	1 償還金及び還付加算金	111	24,983	25,094
歳 出	合 計	1,195,891	46,571	1,242,462

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	212,734	0	212,734
2 国庫支出金	297,069	0	297,069
3 支払基金交付金	303,989	613	304,602
4 道支出金	164,536	0	164,536
5 財産収入	2	0	2
6 繰入金	217,544	6	217,550
7 繰越金	1	45,952	45,953
8 諸収入	16	0	16
歳入合計	1,195,891	46,571	1,242,462

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	41,898	0	41,898	0	0	0	0
2 保険給付費	1,062,720	0	1,062,720	0	0	0	0
3 基金積立金	2	21,588	21,590	0	0	0	21,588
4 地域支援事業費	90,778	0	90,778	0	0	0	0
5 諸支出金	111	24,983	25,094	0	0	0	24,983
6 予備費	382	0	382	0	0	0	0
歳出合計	1,195,891	46,571	1,242,462	0	0	0	46,571

2 歳 入

(款) 3 支払基金交付金			(項) 1 支払基金交付金			(単位: 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1介護給付費交付金	286,934	613	287,547	2過年度分	613	1 過年度分介護給付費交付金 613	
計	303,989	613	304,602				

(款) 6 繰入金			(項) 1 一般会計繰入金			
1一般会計繰入金	204,648	6	204,654	6低所得者保険料軽減事業繰入金	6	2 過年度分低所得者保険料軽減事業繰入金 6
計	204,648	6	204,654			

(款) 7 繰越金			(項) 1 繰越金			
1繰越金	1	45,952	45,953	1繰越金	45,952	1 前年度繰越金 45,952
計	1	45,952	45,953			

3 歳 出

(款) 3 基金積立金 (項) 1 基金積立金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国 支 出	道 金	地方債 その他				
1介護給付費準備基金積立金	2	21,588	21,590				21,588	24 積立金	21,588	401500 介護給付費準備基金積立金 21,588 24 積立金 21,588 10 介護給付費準備基金積立金 21,588
計	2	21,588	21,590				21,588			

(款) 5 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

2償還金	1	24,983	24,984				24,983	22 償還金、利子及び割引料	24,983	402100 償還金 24,983 22 償還金、利子及び割引料 24,983 11 国庫道費負担金等返還金 24,823 12 過年度分低所得者保険料 軽減事業精算金 160
計	111	24,983	25,094				24,983			

議案第80号

令和5年度清水町水道事業会計補正予算（第2号）の設定について

地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき、上記予算の設定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

令和5年度 清水町水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度清水町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	261,700 千円	120 千円	261,820 千円
第1項 営業収益	187,761 千円	△ 30,282 千円	157,479 千円
第2項 営業外収益	69,275 千円	30,402 千円	99,677 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	285,211 千円	120 千円	285,331 千円
第1項 営業費用	267,779 千円	120 千円	267,899 千円

令和5年9月5日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和5年度 清水町水道事業 補正予算実施計画 (第2号)
 収益的收入及び支出

(単位：千円)

収 入			既決予定額	補正予定額	計
款	項	目			
1. 水道事業収益			261,700	120	261,820
	1. 営業収益		187,761	△ 30,282	157,479
		1. 給水収益	187,550	△ 30,282	157,268
	2. 営業外収益		69,275	30,402	99,677
		5. 他会計補助金	2,045	30,402	32,447

(単位：千円)

支 出			既決予定額	補正予定額	計
款	項	目			
1. 水道事業費用			285,211	120	285,331
	1. 営業費用		267,779	120	267,899
		3. 総係費	63,104	120	63,224

令和5年度清水町水道事業会計補正予算説明書（第2号）
収益の収入及び支出

(単位：千円)

収益の収入

款	項	目	既 予 定 額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業収益			261,700	120	261,820			
	1. 営業収益		187,761	△ 30,282	157,479			
		1. 給水収益	187,550	△ 30,282	157,268	1. 水道料金	△ 30,282	水道料金 △ 30,282
	2. 営業外収益		69,275	30,402	99,677			
		5. 他会計補助金	2,045	30,402	32,447	1. 一般会計補助金	30,402	一般会計補助金 30,402

(単位：千円)

収益の支出

款	項	目	既 予 定 額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 水道事業費用			285,211	120	285,331			
	1. 営業費用		267,779	120	267,899			
		3. 総係費	63,104	120	63,224	10. 委託料	120	システム改修業務委託料 120

議案第 8 1 号

清水町教育委員会委員の任命について

清水町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

令和 5 年 9 月 5 日提出

清水町長 阿 部 一 男

記

住 所	清水町南 2 条 4 丁目 2 0 番地 1
氏 名	上 神 田 憲 男

議案第 8 2 号

清水町固定資産評価審査委員会委員の選任について

清水町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、
地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

清水町長 阿 部 一 男

記

住 所	清水町北 2 条西 7 丁目 1 4 番地 2
氏 名	玉 井 清 二

議案第83号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員に下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

記

推薦候補者

住 所	清水町北3条3丁目17番地
氏 名	石 橋 祐 仁

議案第 84 号

北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

清水町長 阿 部 一 男

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。